

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。あと、追加的に、井手委員どうぞ。

○ 井手委員

前回、支え手を増やすと次世代支援の関係で、この3号の問題が関係があると思いまして、ここで取り上げていただいたわけで、大変ありがとうございました。

女性と年金検討会の資料からの概ねの抜粋ということですが、1点、3ページからの、「第3号被保険者制度の廃止又は見直しを求める様々な意見」というところの、①～⑥に關しまして、私も検討会の資料と照らし合わせてみたのですが、ぴったり重なるところがちょっと見つからなかったのですが、これは何かほかのものからの抜粋か、あるいは「第3号被保険者制度をめぐる様々な議論」というところがございまして、その中から、事務局なりに選んだところでございましょうか。そのところについて確認をさせていただきたいと思ったんです。

○ 木倉年金課長

すいません、この報告書で申しますと、3号の各論の部分のまとめよりも、ずっと前の方の部分に、これにつきまして、この報告書そのものは後でご覧いただければと思いますが、44ページあたりから、3号被保険者制度の廃止又は見直しの様々な意見としてずっと①、②、③、④、⑤、⑥というふうに挙がっておる、その部分を抜粋をさせていただいたものでございます。

○ 井手委員

検討会の前の意見ということですか。

○ 木倉年金課長

検討会報告書の中で、1個1個の、短時間労働者の問題、3号とか、育児期間とか、それぞれに入る前の総論的な部分が報告書で書かれております。「第Ⅱ章 女性と年金問題とは?」という部分の3で「年金制度において対応が必要と考えられる課題」という部分でまとめてある部分です。

○ 井手委員

そうですか。私、前回の部会で配られた方のものを見ているのですが、こちらの方で言うと、84ページの方から続いておりますのですが、言いたかったことは、論点の中で、支え手を増やすというところとの関連で申しますと、短時間労働者への適用拡大を行ったときに第3号問題とどう整合を図るかといいますか、要は高賃金の配偶者を持つ人が3号に

とどまつた場合の公平性の観点からどうかという問題が挙げられていましたのと、それから保険料負担能力の中で、かつて昭和60年以前は専業主婦の7割が任意で年金を納めていたということから、負担能力はあるという指摘があったという点と、それからここでは触れられてなかつたと思うんですが、社会保険方式か税方式かという中で、必ず税方式のメリットの一番最後ぐらいに、ついでに3号問題も解決できるみたいに出てくるところがございまして、3号問題の中でも税方式をどう考えるかということが、女性と年金検討会の中では指摘されていましたので、そのあたりが様々な意見というところで触れられてなかつたものですから、ここは感想でございまして、私はそちらの方もあわせて考えさせていただきたいということでございます。

○ 大澤委員

時間が過ぎておりますので、特に資料3-1の9ページから12ページというこの論点は、女性と年金検討会の中でも検討されている論点もありますが、今回新しくつけ加えられた、ないし出してきた論点というのもあるような気がいたしまして、そこで私はこの9ページから12ページにかけての出てきている論点については、今日は時間がないので、次回ないし次々回にきちんと時間をとって議論をする場所をつくっていただきたいし、その際にはペーパーを提出したいというふうに思っております。

今日一つだけ申し上げたいのは、この10ページに、賃金が低く保険料負担の低い第2号被保険者の問題というのが出てきているのですが、これは何度か発言いたしましたけれども、標準報酬の下限に対して今の保険料率17.35%を掛けたときに、13,300円というのをクリアーしていない2号はいないはずなので、それとの関連では、3-2の参考資料の一番最後のページ、斜めの線があって、賃金の低い第2号は、自分の基礎年金部分も出せていないかのように読める図があることに関して、前から私は苦情を言っているのですけれども、一体どういう関係で今回もこれが出てきているのかとちょっと理解に苦しんでおります。

○ 宮島部会長

報告書に沿つて、また改めて少し忠実な形で論点を再整理していただきたいと思います。それから、今ご意見がありましたように、第3号被保険者というかなり論点としてターゲットを絞った問題については先ほどご意見ありましたように、財政方式からのアプローチもあれば、それから保険のカバーをどうするかというような話もいろいろあります、今後、議論する中では、恐らく繰り返し繰り返し、いろんな論点から第3号被保険者の扱いをどうするかという問題が出てくると思います。

これは総括的な討論を行うときにも、その点、ちょっと注意をして取り扱いたいというふうに思っております。

10月に総括的な討論を行います際に、新たに少し事務局の方で論点を整理されるということを是非お願ひしたいと考えています。

前から申し上げておりますように、資料にせよ、論点にせよ、さまざまな角度から考察・分析する新しい興味深い資料が別にあればきちんと出すのが、我々部会の一つの重要な役割でもあると思います。この段階になりますと、それぞれの委員にお願いする点もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにいたしましても、今日で一応総括的に検討すべき論点について一通り見てまいりました。その間、個別の論点についていろいろご意見をいただきましたけれども、先ほど申しましたように、10月の2回のこの部会におきましては、これまでの全体の検討、そして論点の整理全体を通じました委員の間でのディスカッションに時間を割きたいというように思っております。

それで委員の方にお願いがございまして、これまでそれぞれ出されましたペーパーに、さらに追加だけされたい方、あるいは今まで出された、多分皆さんそういうのは全部フロッピーにまとめてあると思いますので、それをもう一回バインドして、10月に報告するものとして別途お書きになられる方、どちらでも構いません。また、全員強制というわけでも必ずしもございませんので、ただ、私としてはできるだけ議論をする上で提出をお願いしたいというように考えております。

要するに、皆さま方には今までのよろしいというのであればそれで結構でございますし、つけ加えるのだけを出すということもよろしいですし、あるいは今までのをまとめて総括的に全体としての意見を述べておきたいというのでも結構だと思います。それにつきまして、次回の年金部会までに、皆さま方からいただきました意見を、これも事務局の方で整理いたします。また若干の不満が出るとは思いますが、論点別なりテーマ別にどういう意見であったかという整理を少ししていただきまして、11日の予定ということになっていると思いますが、次回の部会で、それを皆さんにお配りいたしまして、どの点で、今委員の間で考え方の違いがあるのかということを少し明確にしながら、主要な論点に沿って2回にわたって総括的な討議を行い、部会としての論点の整理を一たん、そこで終わらせたいというように考えております。

それでは、総務課長から、少し詳しいことをお願ひいたします。

○ 高橋総務課長

10月、次回以降の本部会のやり方につきまして、今、部会長からお話をあったとおりでございます。それから、今日、前回ご欠席の方々3人と新任の委員で1名おられますので、前回の繰り返しになりますが、以前から、秋には総括的な議論の取りまとめをお願いしたというふうに申し上げてきてございますけれども、8月の末に経済財政諮問会議で年金の話につきまして、これから経済財政諮問会議の方でも議論をやっていくというようなことがございまして、私どもの大臣からも、秋には次の改革の方向ないし論点の整理をやりたいというふうに申し上げたところでございます。本部会での10月2回、予定は11日と29日と既にお知らせ申し上げておりますが、総括的なディスカッション、それを私ども受けとめて、また議論の整理をやりたいと思います。

それから、今、部会長からお話をございましたように、ご意見これまでも提出していただいておりますけれども、補充意見ございましたら、資料をまとめる関係がございますので、10月3日までに私どもの方に提出をお願い申し上げたいと思います。お忙しいところ大変恐縮でございますが、よろしくお願ひいたします。

次回は10月11日（金曜日）午前10時から、場所はこの霞が関ビル 東海大学の校友会館で行います。以上でございます。

○ 宮島部会長

次回につきましては、既にご案内があったとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、どうもありがとうございました。本日はこれで終了いたします。